

令和3年（ワ）第673号 女川原子力発電所運転差止請求事件

原告 原 伸 雄 外16名

被告 東北電力株式会社

## 第8準備書面

令和4年3月30日

仙台地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺 信 一  
外

### 目 次

|  |   |
|--|---|
| 第1 実効性が欠けている4点とその原因及び結果.....   | 4 |
| 1 現場で発生する問題を置き去りにした計画のための計画の先行 .....                                       | 4 |
| 2 国への依存と忖度 .....   | 5 |
| 3 実効性の確保のための重要課題が、解決の目処も立たず、事故後の責任者も<br>未定のまま放置されている .....                 | 5 |
| 4 自縄自縛による実効性の仮装 .....  | 5 |
| 第2 令和4年3月18日付の甲B10の14の2と、それによって開示された資<br>料によって、上記第1の4点と1～4が一層明らかになった ..... | 6 |
| 1 検査場所を稼働できない。稼働できるとしても開始時期、稼働期間が不明で<br>ある .....                           | 6 |
| (1) 使用する検査場所と使用しない検査場所の区別の責任者、被告に検査場所<br>の要員の確保と各検査場所に派遣する具体的な要員数を指示する責任者が |   |

|   |    |
|---|----|
| 定まっていない。被告に要員を要請する条件も定まっていない .....  | 6  |
| (2) 被告が各検査場所に派遣する要員の役割分担の詳細が定まっていない ....  | 9  |
| (3) 検査場所に派遣される県の職員について役割の概要は定まっているがどの<br>部署の者が何名検査場所に派遣されるのか、その者が検査場所で具体的に何<br>をするのかは定まっていない .....  | 10 |
| (4) 被告が要員の派遣要請を受けてから要員が各検査場所に要員が到着するま<br>での時間を予測していない。被告が動員の要請を受けてから各検査場所の稼<br>働を開始するまでの日数を予測していない .....  | 11 |
| (5) 規模の最も大きい検査場所である鷹来の森運動公園と涌谷スタジアム野球<br>場で検査する予定車両の台数を調査していない（甲B10の17の2） ..  | 11 |
| (6) 動員の要請を受けてから各検査場所の稼働を開始するまでの日数を予測し<br>ていない。最大稼働期間も不明である。各検査場所内に要員の宿泊施設を整<br>備する必要があるか否か、整備することができるか否かを調査していない。<br>各検査場所の要員のための食料の確保が必要であるか否か、確保できるか否<br>かも調査していない（甲B10の17の2） ..... | 12 |
| (7) 平成元年からの32年間、避難車両の検査場所を通過するに要する時間を<br>検証していない。平成元年の調査も道路も駐車場も避難車両であふれている<br>実際の避難の現場とかけ離れた調査である .....  | 12 |
| (8) 検査場所において使用するレーンを保管場所から各検査場所に運搬する業<br>者が決まっていない。レーンを除く検査場所の検査に要する資材を購入する<br>べき責任者も決まっていない。資材を確保するまでの日数、確保してから各<br>検査場所に届ける日数も不明 .....  | 15 |
| (9) 結論 .....  | 16 |
| 2 バスの確保と配備が出来ない .....   | 17 |
| (1) バスで避難するUPZ避難者の人数を調査していない .....  | 17 |
| (2) UPZについては、避難者数、輸送能力、配車図を作成していない .....  | 18 |

|  |    |
|--|----|
| (3) バス協会所属の事業者にバスの確保を要請した際、事業者から必ず出される質問に対する回答が用意されていない .....                              | 18 |
| (4) バス協会と事業者に何を説明しているか詳細が不明である。事業者が納得したのかどうかはさらに不明であり、バス協会と事業者が何台のバスを出してくれるかは全く不明である ..... | 20 |
| (5) 同乗する職員の確保が困難 .....   | 22 |
| (6) 結論 .....   | 23 |
| 3 安定ヨウ素剤を各検査場所に運ぶ業者が決まっていない .....  | 23 |
| 4 受付ステーションの準備が全く進んでいない .....   | 24 |
| 5 避難者の耐久時間が考察されていない .....  | 25 |
| 第3 結論 .....  | 26 |
| 1 自縄自縛による実効性の仮装の怖さ .....   | 26 |
| 2 実効性のある避難計画とは .....   | 27 |
| 3 裁判所に望むこと .....   | 31 |

## 第1 実効性が欠けている4点とその原因及び結果

宮城県（以下、県）と石巻市（以下、市）の広域避難計画に実効性が欠けている主な点は、第3準備書面第3の1の④で述べたように、「検査場所の交通渋滞で被ばくの危険性が高い30km圏を長期間脱出できない」「検査場所の交通渋滞と受付ステーションの交通渋滞が重なり、避難所に辿り着くことができない」「避難者の耐久時間を無視している」の3点である。「バスの確保と配備が困難」も加えれば4点である。このような事態を生み出した原因を改めて整理すれば、以下のとおりである。

### 1 現場で発生する問題を置き去りにした計画のための計画の先行

避難者が検査場所で検査を受け、受付ステーションで受付をして、最終の避難所にたどり着くルートでの避難を計画したのであれば、その現場で何が起きるのか、それを誰がどのようにして解決するのかを考察し、問題点を一つずつ解決し、それを積み上げて最終の計画に至るのが通常である。

現場での重要課題の解決が困難であると判断された場合は、計画の根幹を変え、計画自体を最初から見直す必要がある。新たな工場を建設する民間会社の場合、常にそのようにしている。民間会社にとっては現場がうまくいくかどうか全てであるからである。先に最終計画を作成し、それを変更しないで現場の問題点をその後で議論するという逆転現象は、民間ではおよそあり得ない。工場の建設に入った途端、計画と現場が整合せず、問題点が噴出し、混乱することが分かりきっているからである。

ところが県と市の上部の避難計画（県については甲B2の第8節、甲B3、市については甲B4の第8節～第11節）及び避難者が検査場所で検査を受け、受付ステーションで受付をして、最終の避難所にたどり着くという現場の計画（県については甲B3の22頁、市については甲B5の11頁）は、これらの計画の実行過程でどのような問題が発生するのか、それを誰が責任を持ってどのような判断基準と手順に則り解決するかを置き去りにしたまま、計画のための計画を先行し、国のお

墨付きを得て現在に至ったのである。

下からの積み上げを計画に反映させるという正常な手順を踏まず、現場の問題点を置き去りにしたまま計画を先行させたことが、実効性を欠く事態を生むことになったのである。

上記の結果を象徴するのが、後に述べる避難者の視点の欠落である。バスの運転手の視点の欠落、バスに同乗する市の職員の視点の欠落、検査場所に被告が派遣する要員の視点の欠落、検査場所に県が派遣する県職員の視点の欠落も同様である。

## **2 国への依存と忖度**

上記1の計画と現場の乖離は、本来であれば女川地域原子力防災協議会の作業部会で埋めるべきところ、県と市が国のお墨付きによって実効性が確保されたという姿勢を取り、問題点の追及をなおざりにし、国もそれを歓迎し、両者の馴れ合いの結果、計画と現場の乖離は埋められないままとなったのである。

## **3 実効性の確保のための重要課題が、解決の目処も立たず、事故後の責任者も未定のまま放置されている**

上記1～2の結果、後に述べるように、現場で発生すると予想される様々な重要課題が、解決の目処も立たず、事故後の責任者とその判断基準と手順も未定のまま放置されている。

## **4 自縄自縛による実効性の仮装**

現状が上記3の状態にあるにもかかわらず、県と市は、国のお墨付きを得たことにより実効性は確保されたと宣言したことに縛られ、実効性があるかのように仮装し続けなければならなくなり、事故が起きれば県も市も、避難者を検査場所で検査を受け、受付ステーションで受付をして、最終の避難所にたどり着くというルートで避難させることになる。他の選択肢（プランB）は用意されていない。

極度の交通渋滞で身動きが取れなくなって、県も市もそして避難者も実効性がないことに気付くことになるが、その場合の対応策（プランB）が用意されていないので、混乱が混乱を招き、危険かつ悲惨な事態になることは確実である。

第2 令和4年3月18日付の甲B10の14の2と、それによって開示された資料によって、上記第1の4点と1～4が一層明らかになった以下、詳述する。

1 検査場所を稼働できない。稼働できるとしても開始時期、稼働期間が不明である

(1) 使用する検査場所と使用しない検査場所の区別の責任者、被告に検査場所の要員の確保と各検査場所に派遣する具体的な要員数を指示する責任者が定まっていない。被告に要員を要請する条件も定まっていない

甲B第10号証の14の2によって県が

- ① 使用する検査場所と使用しない検査場所の区別を東北電力㈱に連絡するべき立場にある者の職種等が分かる資料
- ② （東北電力㈱に連絡して）検査場所の要員の確保と各検査場所に派遣する具体的な要員数を指示するべき立場にある者の職種等が分かる資料
- ③ どのような条件が満たされた場合、その者が検査場所の要員の確保を指示するべきことになっているか、その条件が分かる資料

を保持していないことが明らかになった。

事故を起こした原発から放出される放射性物質の量と風向きによっては、30km圏内にある鷹来の森運動公園のような検査場所に放射性物質が降り注ぐこ

とが想定され、その危険がある検査場所は使用することができない。避難者に避難経路と使用できる検査場所を知らせると共に、要員、レーン、資材等を使用できる検査場所に集結させる必要がある。使用する検査場所と使用しない検査場所の区別と被告等への連絡を実施する立場にあるのは県の現地災害対策本部（オフサイトセンター）である（訴状99頁～100頁）。使用する検査場所と使用しない検査場所の区別は段階的避難と表裏の関係にあるからである。

第3準備書面の第2の①②③で述べたように、段階的避難は緊急時モニタリングの結果に基づき住民等に対する避難・一時移転又は屋内退避の勧告等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施することになっている。

緊急時モニタリングは原子力規制委員会の統括のもとで行うが初動時においてセンター長が不在の間は、宮城県現地災害対策本部のモニタリング班長が代行する体制がとられている。宮城県現地対策本部オフサイトセンターのモニタリング班の班長は環境放射線監視センター所長、副班長は同センター監視測定班長である（第3準備書面11頁）。

使用できる検査場所を避難者に知らせ、要員、レーン、資材等を使用できる検査場所に集結させることは段階的避難と表裏の関係にあるので、その実施は県の現地災害対策本部（オフサイトセンター）の役割である。上記①②のように、その実施責任者が定まっていないのは、いざという時の県の現地災害対策本部（オフサイトセンター）内部の役割分担が定まっていないからである。

第2準備書面の第4で述べたように、県は今になってもオフサイトセンターが現地本部としての判断を下すために、最低限誰と誰が揃うことが必要かを検討しておらず、それらのメンバーが参集し、オフサイトセンターとしての機能を発揮できるまでにかかる日数と時間も検討していない。また、オフサイトセンターのメンバーに対する事故発生時の連絡方法（携帯番号、メールアドレス等）を記載された文書及び参集した各班の班員の具体的な作業内容が決められた文書も存在しないことが甲B第13号証の4～5によって明らかになった。

オフサイトセンターに集められた各班の班員の具体的な作業内容が決められていない結果、使用できる検査場所を被告に連絡すべき立場にある者が定まっていないのである。同時に（被告に連絡して）検査場所の要員の確保と各検査場所に派遣する具体的な要員数を指示すべき立場にある者も定まっていないのである。検査場所のスタートの段階で発生が予想される問題点を突き詰めることなく計画を先行させた結果、問題点を解決する責任が事故発生後の組織（県の現地災害対策本部（オフサイトセンター））に与えられないままになっており、現状では、事故後どこの検査場所に何人の要員を派遣するかを被告が県と協議する際の県の窓口が不明ということになる。

よしんば、県の現地災害対策本部（オフサイトセンター）内でその責任者が決まったとしても、上記③のように、その責任者がどの検査場所に何人の要員を派遣してほしいと被告に要請するのかその条件も定められていないのであるから、突然責任者に指名された者は混乱するだけである。甲B第2号証の59頁の県の現地災害対策本部（オフサイトセンター）の組織図でも明らかなように、医療班の班長は石巻保健所長、住民生活班の班長は東部保健福祉事務所副所長という具合に普段は原発事故と無関係な仕事をしている人たちであり、班員も同様である。原発事故と無関係な仕事をしている人たちが突然招集され、判断基準も判断手順も与えられていない状況下で、使用できる検査場所を特定し、被告に連絡して検査場所毎の派遣要員数を指示することなどできるはずがない。①のように誰がそれをするのかすら決まっていないのであるから、県の現地災害対策本部（オフサイトセンター）の混乱は必至である。

600名の要員を招集するだけでも相当な時間を要する難事である。その600名を各検査場所に派遣し、到着させることについても相当な時間が必要である。

従って、招集に要する時間も考慮してどのようなことが起きたら600名の招集を要請するのか、どのような条件が満たされたら検査場所毎の人数を決定



し、被告に連絡するかを予め決めておいて被告との間で情報共有をしておく必要がある。招集と派遣が遅くなれば、検査場所の周りの道路は避難者の車両で埋まり、600名の要員は検査場所に近づくことはできないことになるからである。①②はその責任者が未定であること、③は招集と派遣の判断基準が未定であることを意味している。

緊急時モニタリングの結果に基づき、周辺環境への評価を迅速かつ正確に行うことができるかどうか（OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合の正しい判断ができるかどうか）が怪しいことは、第3準備書面の第2の2の①②③で述べたとおりであるが、仮にそれが迅速かつ正確に行うことができ、その結果を段階的避難と検査場所の使える使えないの区別に同時に適用できたとしても、①②の責任者が定まっておらず、③のとおり招集と派遣の判断基準も定まっていないのであるから、検査場所はスタートの前提条件すら整っていないことになる。

## (2) 被告が各検査場所に派遣する要員の役割分担の詳細が定まっていない

被告から各検査場所に派遣された要員の役割分担が記載された資料が甲B第10号証の15の3の1～4である。これによれば、県側から被告に対し「検査チーム要員（車両検査・除染，住民検査・除染）に加えて支援チーム要員（交通誘導，車両保管）についてもお願いしたい。」（甲B10の15の3の3）との依頼があり、被告が令和3年8月23日の打ち合わせで「検査チーム（車両検査・除染，住民検査・除染）要員に加え，支援チーム（交通誘導，車両保管）についても協力可。」（甲B10の15の3の4）と回答していることからすれば、被告から各検査場所に派遣される要員の役割分担はこの限度で明らかになっていると言えるが、「要員の動員配備計画」が未整備（甲B10の15の3の4）であるので、詳細な役割分担は定まっていない。被告が各検査場所に派遣

する要員の役割分担の詳細が定まっても派遣された要員が検査場所で円滑に作業を実施するためには、車両検査作業の詳細、除染作業の詳細等についての学習と現場での訓練が必要であることは言うまでもない。現時点は被告の役割の概要が決まったということに過ぎない。

**(3) 検査場所に派遣される県の職員について役割の概要は定まっているがどの部署の者が何名検査場所に派遣されるのか、その者が検査場所で具体的に何をするのかは定まっていない**

各検査場所に県の職員が派遣されるか否かが分かる資料、派遣される場合、全体の人数とその部署、各検査場所内での役割が記載された資料として開示されたのが令和3年8月5日風の会資料、令和3年9月2日風の会資料（甲B10の15の4の1～2）である。

甲B10の15の3の3で（被告に対し）「現場責任者、安定ヨウ素剤配布、通過証交付は県職員が実施する。」と説明しているので、その3種の業務は県職員が担当すると判断されるが、県が配備する要員数が定まっていない（甲B10の15の4の2）。要員確保に向けての主幹課の総括課長補佐への説明及び要員の照会が未了であるので、県職員のどの部署の者が何名検査場所に派遣されるのか、その者が検査場所で具体的に何をするのかは定まっていない。これらが定まらない限り、600名の要員を被告が確保したとしても、各検査場所は県職員の責任者によって指示されることになっている以上、現時点では検査場所の稼働は不可能である。

- (4) 被告が要員の派遣要請を受けてから要員が各検査場所に要員が到着するまでの時間を予測していない。被告が動員の要請を受けてから各検査場所の稼働を開始するまでの日数を予測していない

上記(1)のように使用する検査場所と使用しない（できない）検査場所を区別し、使用する（できる）検査場所に何人の要員を派遣するかを判断し、それを被告に伝達するべき県の現地災害対策本部（オフサイトセンター）の責任者等が定まっていない以上、現状では被告にその区別と検査場所毎の要員数を伝達するに要する時間（日数）が全く不明である。のみならず、被告にそれが伝達されてから要員を招集し、その要員が各検査場所に到着するまでの時間（日数）も不明である（甲B10の16の2）。

要員が各検査場所に到着するだけで3日も4日もかかるようでは、検査場所の門の前で待機している避難者の耐久時間を越えることになる。これらの予測は検査場所を通過させて避難させるという計画の段階で検討するべき課題である。要員が各検査場所に到着するだけで3日も4日もかかるという結論が出た場合は、「検査場所の交通渋滞で被ばくの危険性が高い30km圏を長期間脱出できない」ことが明らかとなり、その時点で検査場所を通過させて避難させるという計画自体を見直す必要がある。

しかし、上記第1の1のように現場の問題を後回しにし、計画だけを先に決め、それを変更することなく国のお墨付きを得てしまったので、要員が各検査場所に到着するだけで3日も4日もかかるという結論が出ても、手の打ちようがなくなってしまったのである。

- (5) 規模の最も大きい検査場所である鷹来の森運動公園と涌谷スタジアム野球場で検査する予定車両の台数を調査していない（甲B10の17の2）

この2つの検査場所の検査予定車両の台数を調査していないのであるから、他の検査場所も同様と推測される。検査場所の稼働期間は検査予定車両の台数と後に述べる処理能力によって決定され、稼働期間は避難者の耐久時間（越えるか越えないか）に関連するだけでなく、要員の確保（要員の同意）、県職員の確保（職員の同意）とも関連する。検査予定車両の台数が不明であるのであるから、結局現状では検査場所の稼働期間も不明ということにならざるを得ない。

- (6) 動員の要請を受けてから各検査場所の稼働を開始するまでの日数を予測していない。最大稼働期間も不明である。各検査場所内に要員の宿泊施設を整備する必要があるか否か、整備することができるか否かを調査していない。各検査場所の要員のための食料の確保が必要であるか否か、確保できるか否かも調査していない（甲B10の17の2）

3交代24時間連続稼働で稼働期間が2日以上ということになれば、宿泊施設の整備と食料の確保が必要となる。検査場所への派遣を打診された被告の社員あるいは被告の下請けの社員が必ず質問してくる事項として「被ばく対策は整っているのですか」「稼働期間は何日間ですか。交替はあるのですか」「(3交代24時間稼働であれば) 宿泊施設は用意されているのですか」「食料は用意されているのですか」の4点である。

現状では社員からのこれらの質問に対し、いずれも「不明」と回答せざるを得ない。そのような回答で社員の同意が得られる訳がなく、被告としても自らの社員あるいは下請けの社員に実態不明な場所での作業を強制できないことは明白である。よって、現状では要員確保の前提条件が全て欠けていることになる。

- (7) 平成元年からの32年間、避難車両の検査場所を通過するに要する時間を検

証していない。平成元年の調査も道路も駐車場も避難車両であふれている実際の避難の現場とかけ離れた調査である

鷹来の森運動公園と涌谷スタジアム野球場の検査場所における処理能力を調査した資料として開示されたのが、平成元年11月13日（水）に実施された宮城県原子力防災訓練で避難車両の検査場所を通過するに要する時間を検証した記録である（甲B10の17の3）。

道路も駐車場も避難車両であふれている実際の避難の現場とかけ離れた訓練の際の調査結果であるが、そのような状況下でも結果は「汚染の無い車両が全行程を通過するのに要した時間は平均6分5秒」「汚染のある車両が全行程を通過するのに要した時間は平均23分4秒」であった。平成元年からの32年間、通過に要する時間を検証していないことには驚かざるを得ない。

「汚染の無い車両が全行程を通過するのに要した時間は平均6分5秒」はレーン数を増やせば短縮されることになるが、避難の現場ではこの訓練と大きく異なり、道路も駐車場も避難車両であふれ、第3準備書面の27頁～で指摘したように、駐車場に入った避難車両の避難者の大部分がトイレに駆け込む、夜間、駐車場に入った避難車両の運転手が眠り込むこと等があると予想される。のみならず、駐車場からレーンのある場所に向かう車両と検査を終えて出口に向かう車両との交錯、出口での交錯（入口から入る車両と右折して出口から出る車両との交錯）も予想され、レーンの増加によって「汚染の無い車両が全行程を通過するのに要した時間は平均6分5秒」をどこまで短縮できるかは、事故時の状況を再現した調査を行わない限り不明である。

第3準備書面の29頁～でも述べたように、鷹来の森運動公園で検査を受ける避難者は、仙台市に避難する市の住民約4万人、仙台市に避難する東松島市民2万4000人の一部、及びその他の11市町村に避難する市の住民2万6864人であり、東松島市から仙台市に避難する人の仮に半数（1万2000

人)が鷹来の森運動公園で検査を受けるとすれば、検査を受ける避難者の総数は、7万8864人となり、1台に2人としても3万9432台がここで検査を受けることになる(1台の車両に平均何人乗るかについて、県は1台あたりに約1.3人乗車すると計算している(甲B7の1の1添付資料3の3頁))。

検査場所の駐車場とレーンのあるエリアが避難者の車両で埋まれば、出口から1台が出口に出ることによって次の1台が検査場所に入ることができることになる。レーン数の増加と事故時に発生すると予想される上記の事情を考慮し、検査済みの車両が出口を出て次の1台が出口までの平均時間を仮に1分とすると、鷹来の森運動公園の検査場所での稼働期間は、24時間稼働で3万9432台×1分=3万9432分(約27日)、仮に検査を受けた車両の台数を極端に少なく見積もって1万台として、出口から平均1分に1台出るとしても1万分(6.9日)かかることになる。

各検査場所の処理能力からしてどのように少なく見積もって稼働期間は5日以上ということになれば、そして、稼働開始に要する日数がどのように見積もっても2日ということになれば、検査場所を通過するだけで合わせて1週間かかることになる。検査場所の通過だけで合わせて1週間ということが明らかになった時点で、検査場所を通過させて避難させるというスキームについては抜本的な見直しが必要となるはずである。

しかし、現場で発生する問題点に目をつぶって計画の完成を先行させた結果、今になって原告らの追及の結果、現場で発生する問題点に全く手がついていなかったことが明らかになったのである。

- (8) 検査場所において使用するレーンを保管場所から各検査場所に運搬する業者が決まっていない。レーンを除く検査場所の検査に要する資材を購入すべき責任者も決まっていない。資材を確保するまでの日数，確保してから各検査場所に届ける日数も不明

これらの開示結果が甲B第10号証の18の2である。検査場所において使用するレーンを保管場所から各検査場所に運搬する業者が決まっていなければ、そして、作業に必要な資材（個人防護装備，放射線測定器，養生資材，簡易除染用品等）（甲B10の14の1の資料2）が揃っていなければ、被告の派遣する要員が各検査場所に到着しても検査を開始することはできないことは明らかである。

レーンを除く検査に要する資材を購入すべき責任者が決まっていないのは、使用する検査場所と使用しない検査場所を区別する責任者が決まっていないこと、被告に要員の確保と派遣を要請する責任者が決まっていないことと同様、現場で起きる課題の責任者が事故後の組織（県の災害対策本部あるいは県の現地災害対策本部（オフサイトセンター））に位置付けられていないからである。現場で発生する問題と切り離して計画を完成させた上記第1の1の結果である。

作業に必要な資材の中には個人防護装備も含まれている。要員到着時に個人防護装備が検査場所に用意されているか否かは要員予定者からの同意の取り付けにも関わることである。要員予定者から被告に対し「放射性物質から身を守る装備は到着した時点で用意されているのですか」と質問され、「それは分からない」と回答することはできないからである。

要員とレーンと資材の3点は避難者の車両が検査場所の周囲の道路を埋める前に各検査場所に届くことが必要であり、3点の1つが欠けても検査場所の稼働は不可能である。現状では要員と資材を確保できるのかどうかすらはつき

りせず、レーンについては業者が決まっていないのであるから、いつ検査場所に運び込まれるのか不明である。

## (9) 結論

以上の(1)～(8)は上記第1の1と2の結果である。4層までの規制委員会のような第三者のチェック機関が5層に用意されていないことも上記第1の1と2を助長した原因の一つである。

その結果、上記第1の3のように、現状では検査場所の重要課題について解決の目処も立たず、事故後の責任者も未定のまま放置されている。しかし県も市も国のお墨付きを得て実効性が確保されていると内外に宣言し、今さら実効性がないとは言えず、重要課題を放置したまま実効性を仮装し続けなければならず、その例が甲B10の19である。

被告は検査場所の稼働条件の一つである要員の確保を引き受けたのであるから、要員について、

- ① 確保出来る目途がついているのか否か。ついている場合、要員予定者にどのような説明をし同意を得たのか(得る予定か)。放射性物質の防護装備の有無、稼働期間と交替の有無、作業体制(24時間稼働か否か)、宿泊施設と食料の確保等についてどのような説明したのか(する予定か)。
- ② 事故発生後、被告の誰が県の誰と連絡をとって、派遣について協議をするのか(双方の責任者)。
- ③ 要員予定者の学習と訓練の予定
- ④ 600名の招集に要する時間(日数)の予想
- ⑤ 各検査場所に要員が到着する時間(日数)の予想



については本訴訟において明らかにする必要がある。①について（県側の条件が示されていない結果）予定者に対する説明内容も決まっていない、②③は未定、④⑤も不明ということであれば、600名を派遣するという方針が確認されたということにすぎず、実際に派遣出来るかどうかは現状では全く分からないということになる。

そうであれば、これもまた第1の1と同じことをしていることになる。①～⑤を解決できなければ、600名の要員の派遣を約束すること自体できないからである。①～⑤を明らかにすることを拒み、検査場所が稼働出来るかのよう主張することは、上記第1の4の自縄自縛による県と市の実効性の仮装に負担しているとの非難を免れない。

## 2 バスの確保と配備が出来ない

### (1) バスで避難するUPZ避難者の人数を調査していない

バスで避難するPAZ、UPZ避難者の人数を調査した結果が記載された資料として県から開示されたのが甲B11の15の3の1である。これは県の原子力安全対策課も認めているように避難にあたり自家用車を使用できない要保護者の調査結果である（東松島市は自家用車を使用できないすべての人の調査結果）。従って市の一時集合所毎のバスで避難する人の人数は不明である。それが不明であれば、一時集合所に何台（座席）のバスを配備すべきかも不明ということにならざるを得ない。県のガイドライン（甲B2）では「自家用車により避難所まで移動できない住民は、あらかじめ定める一時集合場所に集合し、当該場所から国、県又は関係市町が確保した避難用の車両（民間バス、自衛隊車両等）により目的地まで移動する。」（同20頁）と定めているが、本来であればそのような計画を立てる前に、バスの確保と配備が出来るのか否かを検討し、出来ないということが明らかになった時は、そのような計画を立てること

を止めるべきであったのである。バスの確保と配備が出来るか否かと切り離し、計画だけを先に完成させた結果、バスの確保と配備の基礎資料すら揃っていないことが今に至り明らかになったのである。

**(2) UPZについては、避難者数、輸送能力、配車図を作成していない**

このことは甲B11の15の3の2、同15の4の1～2によって明らかである。UPZについては何台（席数）のバスを用意する必要があるか、それすら明らかになっていないのである。

**(3) バス協会所属の事業者にはバスの確保を要請した際、事業者から必ず出される質問に対する回答が用意されていない**

原告らは第3準備書面の39頁でバスの確保に関連し、以下のように主張した。

「事故が起き、バス協会から派遣されたリエゾンが事業者にはバスの提供を求める電話を入れ、事業者から「何日で事業所に戻って来られるのか」と質問された際、リエゾンもそれを指導する県の災害対策本部も「わからない」と答えざるを得ない。「2日も3日もかかるということはないのか」という質問に対しては、「ない」と否定することもできず、「最大何日かかるのか」という質問にも回答できないはずである。そのような回答を聞いて、被ばくの危険を覚悟で運転を承諾する運転手は存在しない。運転手の承諾を無視してバスを派遣する事業者もいない以上、バスの確保は絶望的である。」。

それを裏付けているのが、開示結果の甲B11の15の1～2である。バス

の確保をバス協会所属の事業者に要請を行った際、事業者から必ず出される質問として以下のものがある。

- ① 事業所を出発して事業所に戻ってくるまでのおよその時間（日数）
- ② 厚生労働省の改善基準告示が定める運転手の拘束時間内（「1日（始業時刻から起算して24時間）の拘束時間は13時間以内を基本とし、これを延長する場合であっても16時間が限度」「1日の休息期間は継続8時間以上必要」）（甲B11の7の3）に戻ることができるのか
- ③ 休憩場所は定まっているか（運転手あるいは添乗職員の判断で探すのか）
- ④ 食料、水、燃料は途中で補給されるのか

とりわけ①②が重要である。検査場所による稼働開始までの日数、稼働期間、受付ステーションの設営期間が原告らの予想に近ければ、厚生労働省の改善基準告示で定める運転手の拘束時間内に事業所を出て、事業所に戻るなどできないことは明らかである。

①②は詰まるところ、検査場所による稼働開始までの日数、稼働期間、受付ステーションの設営期間を県と市がどのように予想しているかに係っている。県も市もこれらの予想をしていないのであるから、誠実に回答するならば、①②に対しては「不明」と回答せざるを得ず、③については「定まっていない」、④については「補給されない」と回答する以外ない。

事業者としては運転手との労務契約上、厚生労働省の改善基準告示で定める運転手の拘束時間をはるかに超え、その間、水や食料、燃料の途中での補給もなく、トイレを探しつつ、不眠不休の危険な運転を続けなければならない危険な業務に運転手を送り出すことができないことは明らかであり、①②について「不明」という回答を得た時点で要請を断るに違いない。

しかし、県も市も、バスの確保が可能であることを前提に女川原発2号機で

放射性物質が外部に漏れる事故が発生した場合、自家用車を有しない避難者は一時集合場所に集まってバスを待つという方針を変えていない。

上記の第1の4の自縄自縛による実効性の仮装に他ならない。

- (4) バス協会と事業者に何を説明しているか詳細が不明である。事業者が納得したのかどうかはさらに不明であり、バス協会と事業者が何台のバスを出してくれるかは全く不明である

「運転手に被ばくの危険性があるのか」「防護用の衣類の提供はあるのか」「料金はどうなるか」について事業者の説明している資料として県から開示されたのが甲B11の15の5の1～4であるが、これによってバス協会及び(株)黄金バス、(有)豊石観光等の事業者が輸送事業者に対する資機材配布、住民輸送用バスの一時集合場所への事前割振り、病院避難時の搬送方法を説明したことを認めることができるが、説明内容が不明である（非開示）だけでなく、最も肝心なバス協会や事業者が説明内容に納得したかどうかは不明である。ましてやバス協会や事業者がこの説明内容に納得し、バスを何台提供するかはさらに不明である。最も肝心なことは、県の説明を受けてバス協会の事業者がいざという時バスを提供してくれるのか、提供してくれるとすれば何台か、提供を拒否しているとしたらその理由は何か、その理由をクリア出来るのかという点である。しかし、

- ① 事業所を出発して事業所に戻ってくるまでのおよその時間（日数）
- ② 厚生労働省の改善基準告示が定める運転手の拘束時間内に戻ることができるのか
- ③ 休憩場所は定まっているか（運転手あるいは添乗職員の判断で探すのか）
- ④ 食料、水、燃料は途中で補給されるのか

について、県内で協議した結果が記載された資料、バス協会と協議した結果が記載された資料が不存在ということは、最も重要な①②を棚上げにしたまま、一方的な依頼を続けているということに他ならない。のみならず、「運転手に被ばくの危険性があるのか」「防護用の衣類の提供はあるのか」「料金はどうなるか」も事業者と運転手にとって重要な条件であり、「防護用の衣類は用意されている」と県側が回答したとしても、「どこに保管しているのか」「保管場所に取りに行くのか。県側で事業所に持って来てくれるのか」が問題となり、(保管場所にもよるが)取りに行くということになれば、それに要する時間も問題となってくる。仮に事業者と運転手側の条件が明示され、県側がそれをクリア出来ることになったとしてもバスの確保ができる訳ではない。いざという時何台のバスが用意できるかの見積りを立てておいて、事故後に事業者と交渉する立場の者に引き継いでおく必要があるからである。

市の一時集合所は141ヶ所である(甲B5の資料5-1~5)。集合所毎のバスで避難する人数が不明であれば、1ヶ所は最低1台は用意する必要がある、バス協会と事業者との協議の結果として、いざという時、何台のバスを提供してもらえるのか、1ヶ所1台として一時集合所数との関係で何割の分を確保できたのか、それが1割にも満たない、その割合が増える見通しもない時は、県外の事業所に依頼する以外ないが、バスの提供を拒否する理由はバス協会の事業者とほぼ同様と予想され、バス協会の事業者が軒並み断る時は県外のバスも同様であると予想される。県外のバスの場合、一時集合所に到着するまでの時間が県内のバスの何倍にもなると予想されるので、県外のバスを当てにすることは到底出来ない。いざという時、何台のバスを用意してもらえるかの見積りを立てておかなければ、提供してくれる見込みのある事業者と見込みのない事業者を区別せずに、名簿の順に従って打診を繰り返していかなければならず、それだけでも膨大な時間を要することになる。現状では何台出してくれるのか

の見積りは存在せず、それを作成する見通しすらついていないと言わざるを得ない。

ましてや、訴状92頁で述べたように、県とバス協会との間にはバスを確保する責任の所在について対立があり、この対立は解消されていない。県は、事業者に対する要請はバス協会が派遣する人員（リエゾン）を通じて行うことになっている（甲B11の4の1の資料2の2）ことを根拠に要請する責任はバス協会にあるとの態度をとっているが、県の立場に立ってもリエゾンはバス協会のどのような立場の人か（普段から事業者と接している立場の人か）、派遣されるリエゾンは何名か、1名であればリエゾンがかける電話のみで事業者にバスを要請するのか（県の担当者はそれをただ見ているだけなのか）という問題が残っている。

そもそも事故発生後にバスを確保する責任者が事故後の組織（県の災害対策本部、県の現地災害対策本部（オフサイトセンター）等）に与えられているのかどうかという問題もある。事故発生後の責任者不在で協会との対立が解消されていなければ、それだけでバスの確保は不可能である。

#### (5) 同乗する職員の確保が困難

バスによる避難の場合、1台1人、市の職員が同乗しバスを誘導することになっている（甲B5の10頁）。従ってその職員が一時集合所に来ることがバスによる避難の条件である。誰を同乗させるかを決定し、その職員に指示する責任を負う主体が市の総務部危機対策課（引き続き担当する）か、市の災害対策本部かが決まっていなくても、同乗を打診された職員も、バスの運転手と同様なことを市に質問するはずである。「一時集合所から検査所と受付ステーションを経由して最終の避難所に着くの何日かかるのか」「休憩所（トイレ）の場所は定まっているのか、それとも同乗した職員が探すのか」「途中で食料・

水の補給はなされるのか」「体調不良者が出た場合どうするのか」「最終の避難所にいつ着くのか分からず避難者から苦情が出た場合、どこに問い合わせしたらよいのか」等の質問を受けても市は回答することが出来ないはずである。なぜなら避難車両が渋滞に巻き込まれ、食料、水等の補給が望めず、トイレを見つけることも困難である場合、避難開始後、何日間その状態で持ちこたえられるかを調べた結果が記載された資料すら市に存在せず、避難者の置かれた状況を検討したことがないからである。避難者の置かれた状況を検討したことがなければ、避難者と同じバスに乗る職員からの質問に回答出来るはずがない（甲B8の2）。

同乗した後どうなるか見通しが全く不明なバスに同乗する職員は存在せず、市も職員の健康に影響を与えかねない危険な業務に就くことを強制できない以上、同乗する職員の確保は絶望的である。

## (6) 結論

以上のようにバスによる避難は、バスの確保と同乗する職員の確保の2点において不可能であり、本来であれば計画策定前に決着をつけておくべきであったのである。遅きに失したが、県と市はバスによる避難は不可能であることを宣言し、自家用車を持っていない避難者を一時集合所に集めるという方針を撤回し、そのことを県民・市民に知らせるべきである。他の手段で避難できるチャンスをみすみす奪うことになるからである。

## 3 安定ヨウ素剤を各検査場所に運ぶ業者が決まっていない

各検査場所にレーンを運ぶ業者が決まっていないことと同じことが安定ヨウ素剤でも生じている（甲B14の5の2）。安定ヨウ素剤を各検査場所に運ぶ責任者が事故後の組織、（県の災害対策本部、県の現地災害対策本部（オフサイトセンター）

等)に位置付けられておらず、その結果、業者も定まっていないのである。

#### 4 受付ステーションの準備が全く進んでいない

原告らは訴状請求原因第8の1の(3)において、受付ステーションによる交通渋滞を取り上げ、受付ステーション準備についての仙台市と市の打合せが2回文書のやり取りだけであり、大崎市の場合、一度も打合せが行われていないことを指摘した。さらに、第2準備書面2頁～4頁で甲B第8号証の9～同第8号証の12の3に基づき、仙台市との間では令和2年3月12日に打合せを行っているが、

- ① 開設期間の問題
- ② 市から避難先自治体の受付ステーションに派遣する職員の問題
- ③ 避難先自治体の受け入れが(予定された避難者全部ではなく)一部である場合の扱い
- ④ 予定外避難者を受け付けるのかどうか
- ⑤ 被告からの支援

については打合せをしていないこと、大崎市との間では令和2年3月10日に意見交換が行われているが、上記①～⑤について打ち合わせをしていないことに加え、

- ⑥ 合同庁舎のどの場所を避難所受付ステーションとして使用するのか。現在その場所を使用している使用者の了解がとれるのか。その場所が避難所受付ステーションとして利用可能か。
- ⑦ 大崎市が派遣する職員の数
- ⑧ 受付業務の内容
- ⑨ 各受付ステーションに備える必要のある必要機材(通信機器を含む)
- ⑩ 24時間体制で受付業務を実施するのか否か



についても打ち合わせをしていないことを明らかにした。

大崎市との間で①～⑩について打ち合わせを一度もしていない状態は現在まで変わりが無い。このことは今回開示された甲B8の14によって明らかである。大崎市の受け入れ人数は39000人で受付ステーションは宮城県大崎市合同庁舎の1箇所である（甲B5の3頁，同資料6の3～5）。

合同庁舎には様々な団体が入居して活動しており，駐車場は常に満杯状態にある。にもかかわらず，①～⑩について打ち合わせをしていないのであるから，事故が起きた際大崎市との間で①～⑩を取り決めるだけでも何日もかかることになる。受付ステーションの混乱と受付の進行の停滞，そのことによる極度の交通渋滞は大崎市の準備状況からも明らかである。

## 5 避難者の耐久時間が考察されていない

避難車両が渋滞に巻き込まれ，食料，水等の補給が望めず，トイレを見つけることも困難である場合，避難開始後，何日間その状態で持ちこたえられるかを調べた結果が記載された資料が市に存在しないことは第4準備書面の2の⑥で述べたとおりである（甲B8の13の1～2）。その点では県も同じである。

県も市と同様，避難車両が渋滞に巻き込まれ，食料，水等の補給が望めず，トイレを見つけることも困難である場合，避難開始後，何日間その状態で持ちこたえられるかを調べた結果が記載された資料を保持していない（甲B28の2）。

これは県も市も，避難計画を机の上，紙の上だけで作成し「この計画に従えば，現場でどのようなことが起きるか」を後回しにし，計画策定後も国のお墨付きを得るためには，女川地域原子力防災協議会において避難者の耐久時間を持ち出さない方がよいと判断し，国もその姿勢を歓迎した上記第1の1及び2の結果である。

### 第3 結論

#### 1 自縄自縛による実効性の仮装の怖さ

避難者の携帯する食糧・水・燃料・トイレ等から勘案して、路上で避難車両の中で耐えられる日数は1日か2日である。乗車人数が多く、高齢者が多いと予想されるバスの場合、それはせいぜい1日（24時間）である。検査場所の開始までの日数・稼働期間、それによる交通渋滞、受付ステーションの準備状況と混乱による受付ステーションでの交通渋滞からして、1日か2日で最終避難所に辿り着くことが出来ないことはもはや明らかである。よって、検査場所で検査を受け、受付ステーションで受付をして、最終の避難所に辿り着くという避難方法は実効性がないと判断されるべきである。バスによる避難の場合、バスの確保と同乗する職員の確保の点で実効性がないと判断されるべきである。上記第1の1で現場で発生する問題を置き去りにした計画のための計画を先行したことが、上記第1の3の実効性の確保のための重要課題に解決の目処も立たず、事故後の責任者も未定のまま放置されている根本原因であることを原告らは繰り返し述べた。

上記第1の4の「自縄自縛による実効性の仮装」の最も恐ろしい点は上手くいかなかった時の対応策（プランB）が用意されていないことである。原告らが繰り返し述べているように、検査場所で検査を受け、受付ステーションで受付をし、最終避難所に到着するという県と市の計画に従った避難を開始すれば、1日も経過しないうちにほとんどの避難車両から「いつ検査場所の検査が始まるのか」「いつ検査が終了するのか」という問い合わせが殺到し、検査を終了しても「いつ受付を開始してもらえるのか」「いつ受付が終了するのか」「いつ最終避難所に到着できるのか」という問い合わせが殺到することになる。

このような事態を全く想定していない県と市は、対応窓口を事故後の組織（県の災害対策本部、県の現地災害対策本部（オフサイトセンター）等）に与えておらず、そのような問い合わせにどのように回答するかも準備していない。その結果、避難者は問い合わせ窓口すら分からず、問い合わせ自体を断念するか、急遽設けられた

問い合わせ窓口に電話が繋がっても、窓口の担当者はこれらの問い合わせに対し「分かりません」と回答する以外ない。

多くの乗客と運転手を抱えているバスに同乗し、バスを誘導する市の職員の立場はさらに厳しいことになる。プランBが用意されていないために、例えば、バスを確保することができないにもかかわらず、一時集合場所でバスを待っている避難者が多数いるという事態が生じても手の打ちようがなく、混乱が混乱を呼び、混乱する避難それ自体によって命を失う人が多数出ることが危惧される。

しかし、国からお墨付きを得て実効性が担保されたと内外に宣言した県と市にプランBの用意を期待することはできない。福島第一原発前の安全神話の罪について甲B第27号証の5の6は、「原発の建設当初、国や電力会社は「現行規制で原発は安全」と地元の説明し、「安全神話」が醸成された。その後の研究の進展に伴い、一定の確率でリスクが存在すると判明したが、説明を変えると過去の否定につながることを恐れた可能性があるという。」と述べている。プランBを用意しない県と市の態度は福島第一原発前の安全神話と同じ安全神話に蝕まれているのであり、福島第一原発事故から何も学んでいないのである。

## 2 実効性のある避難計画とは

検査場所と受付ステーションを経て最終避難所に到着するという計画を立てる際に現場で何が起きるかを同時に検討し、現場の問題点を計画に反映させていけば、実効性のある避難計画を以下のように考察することは可能であった。

### ① 受付ステーションを廃止する

(実際に避難者の人数を見て) 最終避難所の数を調査し、最終避難所間の(避難者数) バランスを図ることが受付ステーションの目的であるが、これらは他の方法でも達成可能である。一方、受付ステーションによる交通渋滞と(受付ステーションに向かわせるための) 避難経路の特定による交通渋滞が極めて深

刻であることはこれまで述べてきたとおりである。

しかも、受付ステーションの準備が開始されていないこと、受付ステーションで生じると予想される問題への対応が準備されていないことも考慮すれば、受付ステーションは廃止すべきである。他の地域で受付ステーションの方式を採用していないのは副作用の方がはるかに重大であることを知っているからである。計画段階で副作用の方がはるかに重大であることを見直すことは可能であったのである。

## ② 検査場所は最終避難所の近傍に置く

30km圏を脱出するのと同時に検査を受けさせるという方式は県内の避難先自治体に散らばる前に検査を終了させようとする方針に基づくものであるが、検査場所での交通渋滞によって速やかに脱出するべき30km圏内に多くの避難者が長時間留め置かれることになることはこれまで述べたとおりである。原告らのこれまでの調査結果に基づけば、検査場所の開始だけで数日以上かかることになり、それだけで避難者の耐久時間を越えることになる。耐久時間を越えた多くの避難車両は検査を諦め、渋滞の列から外れて独自の避難を開始することになる。検査場所での検査を経ている以上、受付ステーションの受付を受けることができず、受付ステーションで受付をしなければ最終避難所に入ることができない仕組みになっている以上、検査場所での検査を諦めた避難車両は最終避難所に入ることも諦めざるを得ない。渋滞の列から外れて独自の避難を開始できればまだ幸いであるが、渋滞の列から出られないことが予想され、その場合、耐久時間を越えた避難車両の避難者に重大な危険が生じることになる。

美里町が採用しているように、避難先を県外の自治体に求めるか、県内であっても最終避難所の近傍に検査場所を設ければ、長時間30km圏内に留め置かれるという危険を避けることができるだけでなく、検査場所の要員を30km圏内に向かわせるという危険も避けることができる。その点では検査場所に派

遣させる県職員についても事情は同じである。最終避難所の近傍に検査場所を設ければ避難者がそこに到着する間に検査場所を準備する時間的猶予も得ることができ、現在の計画のように要員が到着する前に検査場所の周囲の道路を避難車両が埋め尽くし、近寄ることすらできないという事態を回避することもできる。検査場所を最終避難所の近傍に置くことによって検査場所の数は増えるが、1ヶ所当たりの稼働時間を短縮することができる。各県に多数の社員と下請け企業を有する被告の組織力を持ってすれば十分対応が可能である。

③ レーン，検査資材を被告に預ける

被告が要員に責任を持つのであれば，レーン，検査資材も被告に預けるべきである。それによって要員の到着と同時にそれらを検査場所に運び込むことができる。現状では要員が到着してもレーン，検査資材が遅れる等の事情で検査の開始が遅れることが予想される。

④ 検査場所の検査を全て被告に請け負わせる

今回開示された資料によれば，県側は検査場所の「現場責任者，安定ヨウ素剤配布，通過証交付」，被告は「検査チーム要員（車両検査・除染，住民検査・除染），支援チーム（交通誘導，車両保管）」という分担を予定しているが，県側が自らに課せられた条件をクリアされない限り，被告のみで検査を開始することができず，検査場所の責任が事故後の組織（県の災害対策本部，県の現地災害対策本部（オフサイトセンター）等）に与えられていない結果，事故後県側から要員の確保について明確な判断と指示が出ず，そのために被告が要員を派遣できないという事態が危惧される。

各地の第三セクターの破綻に明らかなように，官の監督の下に民が現場の作業をするというスタイルが上手くいくはずがない。官と民では発想が異なり，接木の部分がうまく作動しないからである。県が検査場所の稼働期間，その間

の宿泊施設、食料の確保に関心を持っていないことがその象徴である。要員を派遣する被告としては派遣予定者から必ず質問を受けるこれらのことの解決の優先を望んでも、現場に立つ人の視点が県側に欠けているため、宿泊施設、食料の確保に気付くことができないのである。被告に全て請け負わせることによって、要員の学習や訓練も被告のベースで行うことができ、県は報告を受けてチェックすれば足りる。

⑤ 上記の見直しを行えばバスの確保も可能

バスの確保が難しい理由はこれまで繰り返し述べたように、その主たる理由は検査場所と受付ステーションを経て最終避難所に到着するという現状の計画では、極度の交通渋滞のため運転手の拘束時間内に事業所に戻ってくることができない点にある。検査場所と受付ステーションを経ることなく最終避難所の近傍の検査場所まで避難者を運べば済むということであれば、運転手の拘束時間内に事業所に戻ってくことは可能である。

⑥ 現場で起きる問題に対応する責任者を事故後の組織（県の災害対策本部、県の現地災害対策本部（オフサイトセンター）等）に与え、事故前の担当課との情報共有を図るようにする

使用できる検査場所を避難者に知らせ、要員、レーン、資材等を使用できる検査場所に集結させる責任者が不在であることから明らかなように、現状では現場で起きる問題を事故後の組織（県の災害対策本部、県の現地災害対策本部（オフサイトセンター）等）の誰がどのような判断基準と手順で解決していくかが決まっていない。責任者を事故発生前にはっきりさせ、事故後の組織の担当者との間で情報共有をしておく必要がある。その点では特に県の現地本部（オフサイトセンター）が重要である。事故が発生し、呼び集められた時、その班が何をすることになるのか、それができるかどうか、できないとすれば障

害は何か、を呼び集められる立場にある人たちに事前に研究しておいてもらうことが必要である。急遽招集された原発と無関係な仕事をしている人たちに使用できる検査場所と使用できない検査場所の区別をし、要員の派遣を被告に連絡するように指示しても、指示された側は何を手がかりにどのように判断すべきか皆目見当が付かないからである。

以上のように、現場で起きる問題を事故後の組織の誰がどのようにして解決するのかを計画作成と並行して検討し、検討結果を計画に反映させるという姿勢をとっていれば、実効性のある避難計画を作成することは可能であったのである。

### 3 裁判所に望むこと

県と市の担当者は検査場所で検査を受け、受付ステーションで受付をして、最終の避難所にたどり着くルートでの避難は、避難者を危険に陥れるだけであることを原告らからの質問、仮処分申立、大量の情報公開請求によって十二分に気付いている。だが、上記第1の4の自縄自縛による実効性の仮装の結果、自らそれを明らかにすることはできないのである。裁判所から実効性の欠如を明確に指摘されることによって、担当職員の肩の荷を下ろし、裁判所の指摘に基づき計画の抜本的見直しをすることができる。5層に裁判所のメスを入れる必要性は、以上のことから明らかである。

以上